

令和7年度あきる野市特定教育・保育施設等指導検査結果

令和7年度に特定教育・保育施設等に対して実施した指導検査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導検査実施施設

No	施設名	施設種別	実施日
1	ウッディキッズ	特定子ども・子育て支援施設	令和7年 7月 8日
2	みどりの園	特定子ども・子育て支援施設	令和7年 7月10日
3	くさばな幼稚園	幼稚園型認定こども園	令和7年 7月30日
4	秋川あすなろ保育園	私立保育園	令和7年 9月 3日
5	五日市わかば保育園	私立保育園	令和7年11月14日
6	よつぎ第二保育園	私立保育園	令和7年11月20日
7	よつぎっ子えん西	小規模保育施設	令和8年 2月 6日
8	たまがわベビーハウス	小規模保育施設	令和8年 2月10日
9	秋川文化幼稚園	特定子ども・子育て支援施設	令和8年 2月20日
10	秋川文化保育園	小規模保育施設	令和8年 2月20日
11	よつぎっ子えん東	小規模保育施設	令和8年 2月17日
12	家庭保育室ひまわり	小規模保育施設	令和8年 2月19日

2 指導検査の結果

区分	文書指摘	口頭指導
運営	0	4
サービス	2	1
会計	0	1
合計	2	6

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指導：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
安全対策	・安全計画について、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、取組の内容等について周知していなかった ・保育室内における園児の事故防止及び安全確保が不十分だった	5	安全計画通知 保育所保育指針第 3 章 3、4
苦情解決	・苦情解決のための第三者委員を適切に選任せず、第三者委員が不在となっていた期間があった ・苦情解決のための第三者委員を複数名選任していなかった	3	特定運営基準第 16 条、第 30 条
児童の安全確保	・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないか点検・管理を行う際に、3 歳児以上について定期点検表に項目がなかった ・事故発生後の報告及び記録について、保護者へ連絡した時間が記録されていなかった	7	特定運営基準第 32 条、第 50 条 事故防止ガイドライン 保育指針第 3 章 4
乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	・午睡中、うつぶせ寝又は横向き寝によって児童の表情が確認できない状態となっていた ・午睡チェック表の記録で、園児の横向き寝やうつぶせ寝を仰向けに直した場合、その旨が分かるように記録されていなかった	7	特定運営基準第 32 条、第 50 条 事故防止ガイドライン 保育指針第 2 章 1、第 3 章 1、3
食事の提供	・食事中、アレルギー児に対する見守り体制の徹底がされていなかった。 ・おやつ、補食の検食について、記録がされていなかった ・付けている前掛けの上に食器などを置き、身体の一部制限した状態で食事を提供していた	5	保育所保育指針 第 1 章 2、第 3 章 2 事故防止ガイドライン

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「特定運営基準」：あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年 9 月 29 日条例第 13 号)

「保育指針」：保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示 117 号）

「事故防止ガイドライン」：教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成 28 年 3 月 内閣府)

「安全計画通知」：保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和 4 年 12 月 15 日付厚生労働省事務連絡）